Title	嘉靖年間における浙海の私商及び舶主王直行蹟考(下) : 海禁下に自由を求める一私商の生涯
Sub Title	A research on the private traders along the Chekiang Coast during the Chiaching (16th Century)
	Period and on the history of captain Wang Chih: A private trader's life under the embargo age
Author	李, 献璋(Li, Hsien-Chang)
Publisher	三田史学会
Publication year	1961
Jtitle	史学 Vol.34, No.2 (1961. 12) ,p.43(163)- 83(203)
JaLC DOI	
Abstract	In the second part, are traced the activities of Wang Chih (王直) in the Sino-Japanese private market. 1. Wang Chih before the arrival in Japan. From the Jipen ichen and other sources it can be presumed that Wang was an educated man, and that during his youth he struggled against poverty, and later he went to the sea coast. 2. How Wang induced the Japanese traders to go to China. In 1545, when the Japanese delegate Juko was going back to Japan, Wang accompanied him and tried to induce Japanese traders to go to the Chekiang coast. Probably during this trip he reached Goto and from there sailed back to Lequios. The story of 'Wu Feng' (五峰) found in the Teppo Ki might be a development of this trip. 3. Wang's activities prior to his becoming a ruler. In 1547 Wang established his headquarters in Goto, and travelled between Ningpo and Goto, developing trade. He soon became a big ship-owner. In 1549 he took up arms and defeated the local pirates. Therefore he was permitted to continue his private trade. Later he was stationed at Li Kang, and in 1551 defeated Ch'en Szu-p'an pirate, and became a sea coast ruler. 4. The frame of Li-Kang and its destruction. In Li Kang, Wang made himself the King of Ching Hai. The people and traders recognized him and obeyed him. Later, a Wang Shu became the Provincial Commander-inchief and expelled Wang Chih, who fled to Hirado, Japan in 1553. 5. Wang's life and business in Japan. Wang settled his men in Goto, but he himself stayed in Hirado and made himself the King of Huei (徽王) dominating the private traders. 6. The Great Japanese pirates and the death of Wang Chih. Although Wang was an ambitious trader, he constantly opposed the pirates. No record is found which might indicate his conspiracy with the Japanese pirates. Therefore, when Chao Wenhua and Hu Tsung-hsien the sent Chinese delegates to Japan calling Wang back, Wang conceded without any hesitation. But because of misunderstandings, Wang was accused of being a pirate and was beheaded at the end of 1559.
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19611200-0043

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

嘉靖年間における浙海の私商及び舶主王直行蹟考(ト)

海禁下に自由を求める一私商の生涯

献

るのは疑はしい。翌四十年に出た鄭若曾:籌海圖編の大捷考にも、それが「擒獲王直」と題して掲げられてあるが、嘉靖初刊本・隆慶 がある。傳略の內容は、王直の行蹟を恣意に歪曲し、また誘降の部分を詳述して胡宗憲の功を持上げたもので、田汝成が書いたとす 十年間のことを書いたものには、嘉靖三十九年の胡宗憲修・薛應旂撰の浙江通志 鑑式 に田汝成作として引かれてゐる「王直傳略」 ために撰者名を伏せたかと思はれる。 のも同じで、文末袁生漫記に「直叛逆之跡、不知述於何人」とあるのによると、嘉靖中にはそれが不明とされてゐた。徐海に關する 重刻本は勿論、天啓版の初印本までは撰者名を記してゐない。 袁褧の編する金聲玉振集 海翠後編 に「汪直傳」と題して取入れられた 文が茅坤の筆になることから推して、これも宗憲に近い人が書いたとすべきであり、王直の處置とその影響が政治問題化してゐた **まへがき** 王直の行蹟については、當時の海防官憲の奏議や戰記及び倭寇關係の公私記錄に散見してゐるが、誘殺されるまでの二

校刊:澤古齋重鈔)に收められた「汪直傳」も撰人不詳とあるのは、王直の姓を汪に作つてゐることから見て、金聲玉振集の系統を 直」にも謝顧の撰としてゐる。謝顧は大捷考の中の「仙居之捷」を書いた嘉善領導であるが、勿論僞託であらう。四庫全書には傳記 類存目がに戸部尙書王際華家藏本の不知撰人名氏「汪直傳」が著錄されてゐる。淸、嘉慶の張海鵬輯:借月山房彙鈔(と道光の陳瑞 その後、籌海圖編は「擒獲王直」を謝顧撰と記すやうになり、古今圖書集成第三十七卷及び王先謙:日本源流考の引用する「擒獲王

徐海以次就擒」の次に「事見茅坤紀剿徐海始末中」とあるのが「事見徐海傳」となつてをり、また、前者に「王滶出洋爲颶風所覆」 王直傳略と擒獲王直との内容は、例へば冐頭の一句が傳略では「王直、徽之歙縣人」とあるのに對して、擒獲では「王直歙人也」、

嘉靖年間における浙海の私商及び舶主王直行蹟考(下)

四三

直」記として引くことゝする。勿論、それを批判的に利用すること云ふまでもない。 海冦議や右「擒獲王直」 などを纏めた汪直傳が出てゐるので、 兩者を區別するためと、 內容にふさはしい點とから、 原題「擒獲王 いて嘉靖三十九年の封賞記事が追補されてゐる外は同じである。よつて本稿では傅維麟纂:明書卷17列傳 二十の亂賊傳にも、萬表: の一句を缺くのと、最後が「胡公親督官兵盡掃除之」で終つてゐるのに、後者では「公親督官兵掃除、黨與皆絶。」とあつて、つゞ

日 次

、日本渡航以前の王直

王直の生立については、擒獲王直記の冒頭に、

曰:生兒時有異兆否?汪嫗曰:生汝之夕夢大星入懷、有峩冠者。詫曰:此弧矢星也。 ては惡少とそのまま海盜となつたやうに書かれてゐるが、これは信じられようか。例文の中略の所に とあつて、 廷助等、 王直者徽之歙縣人。少落魄、 從來、王直の關係記述には必ず準據としてひかれて來た。右によると王直は生れながらの俠客であり、 皆樂與之遊。 間嘗相與謀曰:中國法度森嚴、 有任俠氣。及壯多智略、 動輙觸禁、 善施與。 孰與海外乎逍遙哉。……於是遂起邪謀 以故人宗信之。一時惡少若葉宗滿·徐惟學·謝和·方 巳而大雪、草木皆冰。 「直因問其母汪嫗 直獨心喜日

て傳記作者が型どほりに作つたものと見ねばならぬ。しからばわれわれはその出目を改めて考へる必要がある。 :天星入懷、 非凡胎。 草木皆冰者、 兵象也。 天將命我以武勝乎。」といふ異生譚があるのを見ても、 彼の梟雄ぶり んよっ

では 種の考慮から名を換へることが多いが、 王直が本名で、 を 一應考へて置く方が便宜であらう。 先づ王直の姓名は、 「王直的名鋥、 當時は五峰として通つてゐたことを示したものである。 即五峰」とあつて、的名は鋥だとも云はれる。 恰も彼の行動のごとく、 彼の活躍中に書かれた萬表:海寇議を見ると、 王直も海に下る時に「鋥」 至つて明かのやうで、始終誤まられてゐる。後の叙述のためにも、 を「直」 違法の行動あるひは特殊の生活に入るとき、 しかし、 に換へたのではないかと思はれ 鄭舜功:日本一 「王五峰、 名直」とある。 鑑の窮河活海 卷六流 これは 人は諸 それ 逋

要に「王直」を以て傳寫の誤かと疑ひ、倭寇研究家が今もなほ汪直と書くのは笑ひものである。 嫗」云々が信じられるならば、これは彼の母の姓を取つたものである。從て後代の編纂物に、 圖には五島を「五山相錯、名五島」と注記するのが常であつた。) たゞ、 嘉靖三十 六年の 九月、 王直自身が 江口より軍門に 上疏 嶼港が懷滅するまでの文獻には王直を五峰と書いたのが見えず、寧ろそれ以後の記錄に、 を相互に混淆し、王五峰(海冦議)にしたり、 を乞ふた奏請文には 峰船主と稱した」とあるので、 明實錄 十一月乙卯條嘉靖三十六年 「帶罪犯人王直、 の王直擒獲の奏聞に「直…號五峰」とあるごとく、彼は五峰と號した。 五峰とは彼の最初に巢くつた五島の名に因んでつけたものと推察せられる。 即汪五峰」と冒頭してあり、 汪直 (明史)に作つたりすることの誤なのは云ふまでもない。 號を用ひる場合は 「汪」を冠した。 日本へ行つた後、 積極的證據はないが、 本名と別號とに用ひる姓 擒獲記 四 (明代の日本 島夷が 庫全書提 の 「汪 五 双

の記事に 王直は前述のやうに徽州歙縣の者で、 「王直的名鋥、 卽五峰。 初以遊方下海。…」、 歙縣志卷三 武備兵事では縣南結南人とある。 また 「備按得直本是遊民、 初以圖利下海。」とあり、 窮河話海卷六 流逋 彼を遊民 王 直伏

嘉靖年間における浙海の私商及び舶主王直行蹟考(下)

(一六五) 四五

ので、 のは、 出身としてゐる。 擒獲記は一般論によつて作られた疑が多い。 それを傳記風に敷衍したものである。しかし、 擒獲王直記に「少くして落魄し、 任俠の氣あり、…一時の惡少…、 悪少と稱する者のうち、 徐惟學のごときは商人であつたらしい 皆樂んで之と與に遊ぶ。」とい

この記事は、大賈と云はれた王直と鹽商であつた徐惟學とを書き分けられなくて、一諸にしてしまつたと思ふが、若し を脱れるため、二三の仲間と海に販するの商に乗り出したことを知るだけである。 のは争へない。 許二の管櫃に任じ、日本へ行つては儒生と稱せられたのを見ても、少時から教育を受け、若干の文筆素養を持つてゐた さうでなければ、窮河話海・擒獲王直記とは勿論、胡宗憲の奏聞とも齟齬することにならう。 徹:寧波府志告||海防書では、 ふのは誇張であるが、 前引明實錄に、胡宗憲が王直の擒獲を奏聞して、「直本徽州大賈、狎于販海爲商」と述べてゐる。もと徽州の大賈とい しかし、 彼は巨艦を造つて南方との互市に活躍したので、海に販するに狎れたことは認められよう。 以上の資料に基く限り、 もつと具體的に「徽歙姦民王直即王・徐惟學碧溪先以鹽商折閱、 われわれは、 彼が青年時代に一度落魄して遊民となり、 王直は双嶼港に入つては 投入賊夥…」とある。 後にその逆境

ところで、王直の海に下つたのはいつ頃であらうか。 この問題も擒護王直記には、

市者五六年、 嘉靖十九年、時海禁尙馳。直與葉宗満等之廣東造巨艦、 致富不貲。 島人大信服之。 稱爲五峰船主。 携帶硝黃・絲綿等違禁物抵日本・暹羅・西洋等國。 往來互

用しがたい。 浙海に來市し、 いかにも嘉靖十九年に下つたやうに記してゐる。しかし、 窮河話海卷六王直伏誅記事の註に「王直…初以遊方下海。於歲庚子、乃與許一…等誘引番夷來市浙海。」と 劃期的衝動を與へたため、 箭垜式に寧波私商のことは何でもその年代にこじつけられるので、 この年は、許兄弟の招來したポルトガル人が絡繹として 俄かに信

たゞその期間における王直の活躍狀況は皆目不明で、彼についての記錄が現はれたのは、許二と合綜し日本へ出向く頃 明末の關係文獻にも投下資本の三四倍乃至十倍に達すると書かれてをり、五六年で富を致すのは不可能では 後は夷との商を止めたので、二十四年までは專らシャムや南洋諸島に互市したことゝなる。當時の違禁物の貿易利益は たことはあり得べきであらう。記事によれば「直は葉宗満らと廣東へ之き巨艦を造り、違禁物を携へて日本・シャム・ 刺激されて一齊に新しい行動を始めたこと疑ひないやうに、機敏な王直にとつても何らかの意味でひとつの あるによつても、下海年代は庚子と若干の時間的隔りのあることが感じられる。たゞ、私商がこれらのポルトガル船に からである。 南海その他へ抵り、往來互市し」たといふ。そのうち日本へは後述するやうに嘉靖二十四年に始めて行き、倭に通じた な 轉機となっ

譜に 許二部下管櫃」とあるが、重要な會計の役に立てたのもそのためであらう。とき恰も、 少の船を持つてゐなければならず、彼はそのときすでに舶主であつたと思はれる。許棟の粽においては、海冦議にも とある傍注によれば、彼は許兄弟の双嶼港に泊りこんだ翌年に彼らと合綜をしてゐる。許二と合綜する以上、王直も多 てからは縁が切れ ので、合綜した理由は文字を知る王直が必要になつたからではなからうか。 王直の許二と合綜したことは、籌海圖編卷之寇踪分合始末圖譜の王直の項に、「〔嘉靖〕二十三年入許棟踪、爲司出納。」 「爲許棟領哨馬船、 たので、それは一回きりの臨時的合綜に過ぎなかつた。 隨貢使至日本交易。」とあるやうに、 許二の船を率ひて日本へ行つたが、翌年双嶼港に戻つて來 翌年貢使の歸るに際し、 日本貢使の釋壽光らが來てゐた 王直は前引寇踪圖

二、倭商を誘引しはじめた經緯

嘉靖年間における浙海の私商及び舶主王直行蹟考(下)

(一六七) 四七

浙直倡禍之始、王直之故主也。 見ると、日本が互市に來たといふ意味である。 **圖譜の王直の條に「先是日本非入貢不來互市。** が二十三年に日本と通じたとも解せられるが、さうすると、それによつて夷夏之爨が開かれたといふのは可怪し 王直の日本へ往つた年代について、籌海圖編の記事には混亂がある。同書卷之八寇踪分合始末圖譜の許棟の條に 初亦止勾引西番人交易、二十三年始通日本、而夷夏之釁門矣。」とある。これは 私市自二十三年始。許棟時亦止載貨往日本、未嘗引其來也。」とあるのを しからばそれは壽光らの來朝を指すらしいので、 明實錄に、 許 棟 白身 山此 同

〔嘉靖二十三年〕八月戊辰。…至是夷使釋壽光等復來稱貢。……詔如例阻回。

と見えてゐる貢使の一行に外なからう。

年六月十四日渡唐船御歸朝。」と見えるものである。 鐵砲記によると、 釋壽光らの船は疾くに柏原昌三氏が指摘したごとく、種子島家譜に「天文十二年四月十四日二合船解纜渡唐。 同十四

洋向若、不幸而狂風掀海……。一貢船檣傾檝摧化烏有去、二貢船漸而達於…寧波府。三貢船不得乘而囘我小島。 我嘗聞之於故老曰:天文壬寅癸卯之交、新貢之三大船將南遊大明國。…艤船於我小島。 旣而待天之時解纜、 齊橈 翌年 望

再解纜遂南遊之志。

たが、一隻は戻つて來て翌年に再び渡航した。 たのは云ふまでもない。 のこと」推察せられる。 とある。 即ち十二・三年の交に種子島において艤装し明に向つた船は、 一行は阻囘を詔せられたけれど、 鐵砲記はこゝでも艤裝の年を一年違つたやうで、 勿論、 例によつてたゞでは歸らず、寧波にて大いに互市をし 暴風のために一隻は難破し、一隻は寧波に着い 明實錄の記事は三貢船

籌海圖編光二經略の開亙市の項に編者鄭若曾の按語として、

自甲申三年歲凶、日 双嶼貨壅。 而日本貢使適至。 海商遂販貨以隨售。 倩倭以目防、 官司禁之不得。 西洋舶原 回私澳

東洋船遍布海洋。 而向之商舶變爲寇舶矣。

やみに交易をなし、浙海の私商を騒がせた。明實錄の嘉靖二十四年の項に、 望。」とあることゝ繋がるであらう。それで双嶼港の物貨が壅滯してゐたところへ、 といふ記事がある。 歳の凶なるは嘉靖定海縣志岩四祥異に「嘉靖二十四年大荒、穀價騰踊。 日本貢使が實力による自衞の下、 每銀一錢易穀一斗。 道建 相 む

四月辛酉、督令還國、 而各夷嗜中國財物、 相貿易延歲餘不肯去。至是、 巡按浙江御史高節請治巡視備倭等官故縱之

罪。因禁之。

よるものと考へられよう。 とあって、壽光らは二十四年六月に漸く歸つたのである。 王直がそのまゝ跟いて行くに至つたのも、 その交易の刺激に

王直の日本渡航は、籌海圖 編の寇跡圖譜に、

本貢 往 哨為交使 一馬許 日船棟 爲都御史朱紈 二十七年許棟

入雙嶼港 改 屯列表

棟踪爲司出納

王直

二十三年入許

易至 日

餘黨自作船主所破直收許棟

取れるために、 海市の條にも、 とある「入双嶼港」と「往日本」の傍註が、つゞけた文章として讀めるのと、 しばしば嘉靖二十三年に誤解された。しかし、彼は日本貢使に隨いた行つたものなので、 後者が許棟と共に行つたといふ意味にも 窮河話海 卷六

嘉靖年間における浙海の私商及び舶主王直行蹟考(下)

(一六九) 四九

許 許二等…」夥伴王直即五峯於乙巳歲〇廿往日本。 始誘博多津倭助才門等三人來市双

と見えるやうに、嘉靖二十四年が正しいのである。

問題なのは、南浦文集(上) 三鐵砲記にポルトガル商人と種子島へ來たといふ五峰である。

者、 之客不知何國之人也。 其底之所塞。 賈胡之長有二人:一日牟良叔舍、 者也…告之於我祖父惠時與老父時堯。時堯卽使扁艇數十拏之至。於二十七日己亥入船於赤尾木津。 其形不類其語不通。…其中有大明儒生一人名五峰者、今不詳其姓字。時西村主宰有織部丞者…以杖書於沙上云: 人蠻種曰:…願學焉。蠻種…答曰:…我亦聲其蘊奧以告焉。…時堯…求蠻種之二鐵砲以爲家珍。…把玩之餘、 新欲製之。 隅州之南有一嶋…名種子者。 日州龍源之徒也。 其形制頗難似之。其翌年蠻種賈胡復來於我島態野一浦。 漸經歲月、 欲聞法花一乘之妙、寓止津口。……偶遇五峰、 何其形之異哉。 知其卷而藏之。 先是天文癸卯八月二十五日丁酉、 一日喜利志多佗孟太。手携一物長二三尺。…旣而人名鐵砲者。 五峰即書云:此是西南蠻種之賈胡也。 於是歲餘而新製數十之鐵砲。 我西村小浦有一大船、不知自何國來。 …幸有一人鐵匠。時堯…即使金兵衞尉淸定者學 以文字通言語。 …以其所有易其所無而已。 五峰亦以爲知己之在異邦也。 …一日時堯重譯謂二 于斯之時、 船客百餘人、 非可怪首座 使鐵匠 津有 船

右によれば、五峰 (=王直) は天文十二、すなはち嘉靖二十二年に南蠻人を種子島へ案内して來たといふが、それはど

うであらうか?

アントニオ・ペシ 四二年フレ ポルトガル人の日本發見については、諸先學が論じつくしたやうに、 イタス 3 が シャ ŀ の三ポルトガル人が脱走し、リャンポーへ行かうとしたが、颱風に遭つて東の方三十二度にある ムのド ロラ市にキャプテンとしてゐた時、 アントニオ・ダ・モタ、 Antonio Galvão フラン の世界新舊發見史に、一五 シスコ・ゼイモ

ら
う
。 冒 ら聞いたのを報告した書翰には、レキオスと見えるが、そこに着いて好遇を受けたとある。多分メンデス・ピントー 文十二年即一五四三年とあつて一年喰違ひ、また、 ** に來航したかのごとく記されてゐる。王直の事蹟とも關聯するので、次にそれを究明して見よう。 **險航海記やアジユク圖書館の日本教會史に漂着地が種子島と出てゐるやうに、九州と疏球の間にあつた島だからであ** ÷ た
ど
、 ンエス 西洋の文獻ではピントーを除き、いづれも日本發見を一五四二としてゐるのに、南浦文之の鐵砲記 。 一 島を見た ーとある。 これはエスパニア船隊の Garcia de Escalante Alvaradが、 乗つたジャンクが

暴風に

遭つて

漂着したとあるのが、 同じガ 一大船が通 ルワン では天 か

鐵砲記 の記事を整理して見ると、

1.天文十二年に來航南蠻人から二鐵砲を求め、…新に製せんとしたが、その形制似ることがたし。

2.翌年、賈胡が復た態野浦に來、 金兵衞に底の塞ぐ所を學ばせる。

3. 漸く歲月を經て、その卷きて藏ふを知る。是に於て歲餘にして、新に數十の鐵砲を製作す。

船につき、「將歸本朝、 年末か十五年に入つてからである。 き鐵砲を持つて行つたとすれば、 有多學之者矣。」とある。 貢船は嘉靖十三年六月に寧波に着いてゐるので、春汛には出發したとすべきであるが、そのと ふ順序になる。 それによると、 船遂飄蕩達于東海伊豆州。…船中有我僕臣五郞三郞者、手携鐵砲。…州人見而奇之。 鐵砲の傳來は上述の模造經過に照して下少くとも一年前に引上げねばならなからう。 しかるに、鐵砲記の末尾には、天文十三年とその翌年に種子島から大明に向つた貢 鐵砲の模造に成功したのは、早くて十三年末であり、 新に數十を作上げたの 窺伺傚摹、 は十四

次に數人の漂着が私商百餘人の來航となつた理 嘉靖年間における浙海の私商及び舶主王直行蹟考(下) 一由は、 それに大明儒生五峰が伴つて來たとあることからも、 違つた話

鐵砲記を檢討しても一五四二年とするのが正しいのである。

られたし、 記を纒めるに当り、恣意に取捨してひとつの話にしたからではなからうか。 を接合したものと思はれる。 れたのもこの例に漏れないと信じられる。 つた翌年にまた賈胡が來たと見えるやうに、そのころ南蠻人が引續き來航し、 本人も島津藩の側近として永く薩摩に住み、現地の傳承には詳しかつたはずである。 鐵砲記は題下に「代種子島久時公」とあるので、 五峰即ち王直が一役演じたかのごとく記さ 南浦文之は当然種子島家の資料を提供 諸種の資料があつた。それを文之が鐵砲 鐵砲記にも鐵砲の傳は

船主」として有名になつた時代に、最初の南蠻人を運んで行つた明人の「船主」をそれと錯覺して入れたものと推測: 島へ巢くつた後につけたものらしいので、 人の船主がそれに干與する可能性は多い。 子島へ載せて來たとは首肯しがたいと主張した。しかし、王直が一五四二年卽ち嘉靖二十一年代にどの程度の巨魁であつたかを知るべ 二十六艘を捕獲され、殘りの二艘で遁れてそとへ來て碇泊したサミポシェカであつたとあるにおいてをや。) ても、ランパカウにおいて、彼らを乘せ、一諸に種子島へ漂着するに至つた船主は、漳州の海道に追はれたとき、二十八艘の船を率ひ、 き資料はなく、この推定は後代の王直をそれにあてはめて考へたもので、全く根據はない。まして、ピントーの記事は虚構が多いとし 按ずるに、三ポルトガル人は脱走船員である以上、私商か海賊の船を利用する外なく、中國人が彼らを載せ、 内容や反應が具體的に描かれてゐて、簡單には否定し得ない。恐らく少し後に行つた記錄があつたのを、 (曾て後藤蕭堂は、王直の如き海賊の巨魁の大船が、ガルワンやエスカランテらの傳へるやうな事情で初てポルトガル人を種 鐵砲記の記事は信じかねる。さりとて、五峰についてはその言動及び對話 しかし王直はその年日本へ來た形跡が見當らぬ上に、「五峰」といふ號は五 從て明 「五峰 の

後へ行つて數ケ月滯在したが、便乘して來た中國海賊船が歸ることになつたのでタニシュマへ戾り、仲間と一緒にリャ ス・ピント 然らば、王直は種子島へ行つたか、行つたとすればいつ、どうしてであらうか。このことを匂はせてゐるのは、メンデ の冒険航海記である。 同記によれば、 ピントーらのポルトガル人はタニシュマに漂着した後、 彼自身は豐

ポーへ向つて出發した。冒險航海記の第一三四章に次の如く記してめる。

れた二艘のジャンクは航程をつゞけ兩船同航してレキオスに達した。 く失はれた。……六百人の死者の中には百四十人の相當な且つ富裕なポルトガル人が入つてゐた。 的に出帆した。その一艘に予も乘つてゐた。…夜半になつて大暴風雨に襲はれたので、三十八度の位置にあるゴトン的に出帆した。その一艘に予も乘つてゐた。…夜半になつて大暴風雨に襲はれたので、三十八度の位置にあるゴトン あつた九艘のジャンクが艤裝せられた。凡てのジャンクは…不充分な準備を以て……、 が の價であつた生絲を僅か八日の間に百六十タエルに昇らしめた。この利得への渇望を以て僅か十五日にしてその港に とて敬虔な禮拜行列を行なつた。……行事が終ると、直ちにその町の大部分の人々に、この航海の魁たらんとの熱望 り得られる巨利のことを彼らに傳へた。 同船したかを尋ねた。それに對して我らは經驗したとほりに答へ、また…我らの發見した日本と、 暗礁に悉く乘り上げた。この遭難では九艘のジャンクのうち二艘のみが…助かり、七艘は唯一人も救はれることな 起ったので、 その地リャ 彼らは相反目し徒黨を組んで……その地の商品を買占めやうとするに至つた。……一ピロ四十タエ ポーの住人たちより我らは甚だ歡迎せられた。彼らは……我らに何れの國より來り何れより中國人と ……皆は…このやうな大きな恩寵を知つたことにつき、 岡本良知氏訳による 何れもある日曜日の朝…盲目 主に感謝を捧げよう 我らの不思議 …中國の商品 に発 によ

りそうに見えるのが注意せられる。 ピントーの紀行ではしばしば時間が前後し、この記事にも年月がないが、諸先學は彼の前後の旅程によつてその日 着を一五四四年のことゝ推定してゐる。 しかし、右の一節を吟味して見ると、壽光らの寧波における交易と非常に相似てをり、從て王直とも何かの關 第一に、リヤンポー在住のポルトガル人がピントーらの話に利欲を唆られ、 さすれでリヤンポーへ向つたのは翌四五年即ち嘉靖二十四年にならう。 係が [本漂 あ

嘉靖年間における浙海の私商及び舶主王直行蹟考(下)

の買占をして日本行に狂奔した狀は、

(一七三) 五三 前に例示した壽光の一行と海商との間になされた盛んな取引と軌を一にし、第二

語化 オス 豆州 島の狀況と、 五島に乘上げたとし、またその隨いて來た貢使の發着地で、後に彼がポルトガル人と行つたとされた種子島 リヤ したものと思はれる。 へ漂着したといふので、 (琉球) ポー に廻航したといふことなどである。 それに刺激せられて海商の間に起つた日本熱とを見聞し、それを彼ら自身の話に動かされたかのやうに物 から出發した時期が貢使の歸朝と王直の來日とは年月が同じであり、 遭難まで步調を合せてゐること。 以上の理由から、 第三に、 われく一はピントーが壽光らの市易に活氣づいた諸 遭難が偶然にも王直の間もなく根據地を置い 鐵砲記によると貢舶の の近島 \mathcal{O} しとつは

に擬し、 ら博多へ行つて、 に で別々になつたであらう。 たと書きながら、一三七章以下の大レキオス漂着の方では一艘(九十二人)としか出てゐない。 トーによれば、 根據地を置いたことを、ピントーの紀行と照合せて、さう推定せられる。これが認められるとすれば、 貢使に隨いて日本へ行つた王直の行程は明らかでない。 別の島に入港したとするのは、少し穿ちすぎようか。 ゴトンで暗礁に乘上げた九艘のうち、七艘(六百人)が難破し、 助才門ら三人を誘つて双嶼港へ往市し、一時期を開いたのである。 從來の密切な關係から考へて、王直はそこのポルトガル人と同行したと想像せられる。 假へ壽光と同行したとしても、彼らの船は伊豆へ流されたの 種子島の鐵砲傳來の記錄にその名が見え、 助かつた二艘は同航してレキオスに至 後の一艘を王直 まもなく五 彼は種子島 一の乘船 ピン

ニシュマへ行く途中、火の島附近にて九十二人のうち六十二人が溺死し、二十四人が助かつたことを答へた。それをきょ、王は明人の 報告によつて彼らに死刑を執行せんとしたのを取止めたが、解放せんとしたとき、海賊の一中國人が四隻のジャンクと共に入港した。 した。上陸した所で逮捕され Sipautor 部落に留直されたのち、七レグア離れた Pongol の町につれて行かれた。訊問に對しては、タ 附記 ピント―の琉球漂着は、冒險航海記第一三七章から一四二章の記事によると、彼らは女性を除き二十四人で大レキオスに坐礁

殺したから。彼が水をさしたため、王は彼らを四ツ裂にして街頭にさらす命令を出した。幸ひ、共に囚はれてゐた海賊のポルトガル人 在した後にリャンポーへ行く中國人のジャンクに乘つた。 の妻が兩頰をひつかいて血だらけになつたのが同情を呼び、婦人たちが連署狀を作つて皇太后に陳情したので、赦された。四十六日滯 た。前年南澳港(Dam-ou)で、リマ生れのランセロット・ペレイラがキャプテンとして彼と戰ひ、そのジャンク數隻を燒き、二百人を 彼は運びこむ略奪品を王に分配することを條件として、この國を隱れ場とするのを許された私掠船長で、ポルトガル人最大の敵であつ الح

三、海上を制覇するに至るまでの活動

上にも觸れたやうに、窮河話海卷六の海市に、

港の許二を目當にして寧波へ遣はしたが、紹興府の再審口詞 ひく稽天と新四郎の口詞にも、嘉靖二十五年に林陸觀が薩摩へ渡航して船を壞はしたために滯在してゐたとき、 とあり、王直が日本へ往つて誘引して來てから、倭商の來市する者は相繼いだ。朱紈・議處夷賊以明典刑以消禍患事に ータの林瀾四が大明貿易の利を説きに來た、とある。それで島主は稽天らに金を貸して船を造らせ、二十七年春に 王直…於乙巳歲〇嘉靖住市日本、始誘博多津倭助才門等三人來市双嶼。明年復行風布其他。直浙倭患始生矣。 には、 通番ラ 双嶼

天文二十六年丁未六月內、有一倭船一隻到双嶼港往來。 …向來無有倭人過上國。至今船船俱各帶有本國之人、 前來

販番。尚有百數倭人在後來船內未到、 等 因。

と述べてゐる。二十六年は窮河話海海市にも「丁未、 かは分らない。 胡霖等引誘倭夷、 來市双嶼」と見えるが、同じ件であつたかどう

同じ朱紈の奏議にも、 副使魏一恭の呈文に抄せる續獲海賊陳瑞の口詞によるとして、

嘉靖年間における浙海の私商及び舶主王直行蹟考(下)

(一七五) 五五

曾相遇許二船隻。 寧波地方糴米十石、 日孝順洋、 年十二月過日本、 嘉靖二十五年同山陰…趙炎・金世傑、 拏得王家塘船 …其大船打探得有官兵船藏躱下八山嶴內、 遇風潮打破、 買酒五鐔囘下船內。 一隻・烏沙河條船 修理不起。今年方三橋雇得日本船一隻。 五月初二陳瑞上山、 隻。 紹興白…永安四人、 使至毛頭洋大佛頭。二十三日船上水手王口益、 被哨船人拏住。其日本船中、 不敢進双嶼港。 俱於七月內到双嶼港下徽州人方三橋船主船上。 四月初八日起程、 ……等因。 十九日徑到烏沙門。 止有倭夷二十人。…途中不 …上岸尋接濟王三。 <u>二</u> 十 去

とある。 いづれも倭夷を伴ひ、双嶼港の許二を頼りにして續々來市したのである。

はこの年に五島に根據地を置いたと思はれる。 きる他の海島へ移るべく、 二十六年に彼が寧波へ行つた記録はない。 もので、彼に責任はない。後節参照)上引の海市によれば、 才門を誘つて市易に來た王直は、嘉靖における兩國の通商史に特異の地位を占めると云へよう。(窮河話海の海市にはそれ 人・官府の相互不信と呪咀とが高まり、 によつて「直・淅の倭患始めて生ぜり」とし、また同流逋の王直伏誅の註では 日本と明との貿易は貢賜の形式を取つて行はれ、入貢するに非ざれば互市に來なかつた。 日本における足場の準備に費したのではなからうか。二十七年以後の來市場所から見て、 正常な取引は難しくなつてゐた。王直は、早速そこをさけて、 双嶼港は二十五年、 翌二十五年にも王直は双嶼港の地を風布したとある。 許兄弟の破産によつて引き起された諸事件で、 「大禍を構成せり」とあるが、 從て始めて博多の それは王直を誤解した 穏かに私市ので しか 通番·夷 彼 助

嘉靖二十七年の五月に、 海冦議に、 双嶼港の賊巢は朱紈の將兵に壞滅せられ、 許二・許四も間もなく擒獲に賞金を懸けられて西

洋へ逃げた。

【双嶼港】 後被御史遣將官領福兵破其巢穴、…許二逸去。…王五峰名直、 亦徽州人。 原在許二部下管櫃。…素有沈機

人多服之。乃領其餘黨改住瀝港。

のでも、そのまゝ瀝港に移泊したわけでもない。彼は暫くは五島から來市してゐたのである。 とある。 この記事には飛躍がある。王直はその少し前から双嶼港に見切りをつけたので、決して許二らの餘黨を領した

先づ嘉靖二十七年には窮河話海海市に、

使できたのを見ても、すでに基盤を築き上げたからこそと思はれる。 入刼楊子江船矣。」とあるが、王直だけは、一途に平和的市易に努めて着々實力を蓄へたらしい。 島からの地理的事情による方が多からう。上引海市には王直の記事につゞけて、「而陳思盻誘倭來泊大衢山。 とある。林珦と稽天が双嶼港の堵塞されてから私市に來たやうに書いたのは間違ひで、特に王直はそれと關りなく、 「富を致して貲られず、島夷大いに信服し、 【戊申七甲】…双嶼港窒。於是林珣誘引倭夷稽天私市浙海。 稱して五峰船主となした。」のもこの頃からであらう。次のごとく倭を驅 官兵擒之。又王直・徐銓郎惟學誘倭私市馬蹟 間もなく、擒獲王直記 名雖稱商 五.

即ち窮河話海海市に

己酉八年冬、王直等誘倭市長途。

とある。また翌庚戌〇廿には、 同流逋の項にも「惟時王直誘倭市長途」 とあり、 ひきつゞき長途へ來市した。 この年は

海市の項に「本年徐銓等勾引倭夷市長途。」と王直黨のことを記して、

比有盧七・沈九誘倭入冦、 突犯錢塘。 浙江海道副使丁湛移檄王直等、 拏賊投獻。 姑容私市。 王直脅從倭、 卽拏盧等

倭を脅從して錢塘の賊を捕へたことが見えてゐる。 嘉靖年間における浙海の私商及び舶主王直行蹟考(下) この海冦の拏獻は、 王直の出世に大きな影響をもたらした。彼

(一七七) 五七

の上疏文には、

賊船一十三隻、 嘉靖二十九年、 殺賊千餘。 海賊首盧七搶擴戰船、 生擒賊黨七名・被擄婦女二口。 直犯杭州・江頭・西興・壩堰、 解送定海衞掌印指揮李轉送巡按衙門。 切掠婦女財貨。 復出馬蹟山港停泊。 臣卽擒拿

かも姑くとは云へ、 外は同じである。 の王直伏誅の註にも「〔直〕盖因庚戌・辛亥・壬子歳、 と記してゐる。海道に姑く私市を容れる條件で檄され、倭に捕へさせたことは明言を避け、 擒拿せる船舶と貨物は、 私市をゆるされて私商の前途にも明るい望ができたのである。 當然王直の有に歸したので、 奉檄拏賊、是故負名。」とあるやうに、 莫大の財産を得たばかりでなく、 殺した賊を千餘と誇張した 彼は一躍有名になつた。 窮河話海

殺害。 な處理を必要とした。 首陳思盻の問題である。 泊するやうになつたのは恐らくこの頃であらう。 海道から私市を默認された王直は、 奪領其船。 其黨不平、 幸に海冦議に「有一王船主率領番船二十隻。 海冦議によれば「瀝港は往來には必ず横港を經ねばならず、 …而潜通五峰。」とあるやうに、 自ら浙海に根據を置くこともできた。記錄には概ね誤つて傳へられたが、 瀝港に落着いて直ちに當面したのは、 機會は早くまはつて來た。 陳思盻往迎之。 約爲一 しかも屢と邀撃され」たので早急 當時横港に集くつてゐた廣東 夥。 因起謀心、 竟將王船 瀝 港 賊

援。 五 詢知其從船出掠未回。 峰正疾思盻之壓己。 ……乃潜約慈谿積年通番柴德美發家丁數百人。又爲報之寧波府、 又俟其生日飲酒不備。 內外合併殺之。 盡奪其財。 德美所得、 亦以萬計。 白之海道、 擒其姪陳四、 差官兵但 「爲之遙

敗數十送官。

即ち通番柴德美に家丁數百人を出させ、 るところをねらつて内外から挾撃したのである。 海道の遙援を求めた上、その從船が不在中で、 相手が相手とは云へ、さすがに沈機勇略と評された王直らしい愼密さ しかも誕生日の祝酒に浸つてゐ

を示したものと云へよう。

陳思盻を攻殺した事件については、王直の上疏文に、

(嘉靖) 三十年、大夥賊首陳四在海。官民不能拒敵。 海道衙門委寧波府唐通判· 張把總託臣勦獲。 得陳四等一百六

十四名、被擄婦女一六二口。 燒毀大船七隻・小船二十隻、解丁海道、

圖譜の註記には三十一年のこととしてある。また、窮河話海海市には「辛亥←三…王直等船泊列港、 と見えてゐるが、思泮は思盻に違ひないので、殺された思盻と捕まつた陳四とを混淆たものである。 倭夷、聯舟棲泊島嶼、與內地交通貿易。時、陳四盻等自爲一黨、王直用計揜殺。…叩關獻捷。」とあつて、 とある。 姓名も陳思盻と陳四とを混合してゐる。 賊首が陳四となつたのは、擒獻を主として書いたからであらう。浙江通志経式志に「嘉靖二十七年王直仍招集 籌海圖編では浙倭記に、それを嘉靖二十七年七月の條に繋ぎながら、 又拏陳思泮以獻 年代も曖昧であ 冦踪

處理した後、 王直縦之、使同海市」とある、 話海の流逋の三十年の條に「於是、龔十八亦誘倭夷冦掠直浙海邊」とあり、海市に陳思泮のことについで、 王直は、 陳思盻のごとき實力に賴つて橫暴な振舞をする者には嚴格に相對したが、平素同業には寬大であつた。 海冦議によれば、 襲十八に對する態度もその例である。 これは彼が入望を集めた所以であらう。 「惟龔十八 陳思盻を

義官吳美幹所領、不盡還本省者、 …及各船餘黨回還、 因無所依、 悉歸五峰。 一半亦從五峰。 後雖有一二新發番船、 五峰之勢於是益漲、海上遂無二賊矣。 俱請五峰旗號、 方敢海上行使。 朱都堂所取福 淸

とある。 福清船の本省に還らざる者といふのは、 凡福兵船勿復給支、任其歸去。 福兵旣歸、 於路乏糧、 切掠到家。福建海道馮璋得聞前情。 浙江海道副使丁湛傳示備 旦到、 未 倭

嘉靖年間における浙海の私商及び舶主王直行蹟考(下)

(一七九) 五九

到、遁去之日本。 いた者を逮捕したので、途中から遁げた者の一部が五峰に從つたのである。 益增冦賊。」と見えるものに當る。 即ち双嶼港掃蕩の福淸兵を給與せずに歸し、 掠奪しながらたどりつ

に、前代未聞の霸權を確立した。 かくして、彼は擒獲王直記にも「由是海上之冦、 誠に時運に恵まれ、またよくそれに乘じたものである。 非受直節制者、不得自存。 而直之名震聾海舶矣。」と述べてゐるやう

四、瀝港における體制とその覆滅

海を制した王直の私商活動は、海冦議によると、

五. 峰以所部船多、 乃令毛海峰・徐碧溪・徐元亮分領之。因而往來海上、四散刼掠。番人出入、 關無盤阻。 而興販之

徒、紛酷於蘇杭、公然無忌。

氣堂集卷五の議王直不可招にも、 由さからもあり得なからう。 とある。 多數の船を部下に分領させたのは事實であつたが、「四散刼掠」したといふのは、つゞいて記された交易の自 しかし、 王直が賊を拏獻した代りに、 私市をゆるされた時分の 一般的狀態は、 俞大猷:正

買民間貨物、 官受金若干~、 往時亦有招賊來降者。 或遙汚人家妻兒。…即欲設法禁之、又恐釀成大患。…路傍之民…皆曰 而使賊在城郭之中、 …官府欲求事濟、 毒害我無辜之民。 只得屈法以從。 既招之後、 此皆卑職所目擊者也 出入城郭街市、 :賊在海上、 皆十五成群、 其禍猶未甚。 佩力自衞。 … 或强 某

に遍く、 と、その目撃せる所を記してゐる。かうなると、寧波府志海防書に「亡命の徒、從附するもの日に衆く、是より夷航海 患を爲すこと孔だ棘し」くなるのは當然であらう。

らう。 たのである。恐らく彼を利用せんとした柴德美のごとき通番の勢家らが、利益のためにそれを煽り立てたこ 販之徒のみでなく、 私商 の默認は、もと現地官兵の便宜的處置であつたが、それは王直の權威を高からしめた。 一方、海防關係者も、 「近地人民、 その實力に壓倒され、また賄賂によつて卑窟たらざるを得なかつた。 或餽時鮮、 或餽酒米。…或獻子女、絡繹不絕。」と、 附近の人民までが、 海冦議によれば、 海冦議に、 彼を崇め奉つ とも多か 獨り興

貨、一呼即往。 邊衞之官、 有獻紅袍玉帶者。 …今雖平惜本分者、亦往通之。 如把總張四維、 因與柴美德交厚、 而往來五峰素熟。 近則拜伏叩頭、 甘爲臣僕。 爲其送

溪·毛海峯等、 の官が紅袍・玉帶を獻じたのはそのために外ならない。 とある。かういふ環境は次第に王直に錯覺を起させたと見え、浙江巡按御史董威の請寬海禁疏に「于是、汪五峰・ 皆以華入据近島、 王者の衣冠を着けるやうになつた。 徐碧

の頃は海盗が漸次に來冦し、三十一年には倭が舟山所に入つた。王直の上疏文によると、

寧波府志 海防書 河話海の海市に と彼が海道の依賴でそれを殺追してゐる。窮河話海の海市と流逋とに「壬子拏七倭賊以獻」と見えるのも同じである。 三十一年、倭賊攻圍舟山所。軍民告急。李海道差把總指揮張四維令臣解救。 「比時、 (及び浙江通志 經武志) 徐海誘引倭夷、 に「三十一年二月、王直令倭夷入定海關…」云々と記してあるのは、 亦泊列港。 陽則稱商、 陰則爲冦。」といふことを誤解したものであらう。 殺追倭船二隻。 恐らく窮 同書流

識爲海船之倭也。 銓與王直奉海道檄、 乃告王直。 出港拏賊送官。 直:隨戒海。 海怒欲殺王直。 海船倭、 每潜出规掠接濟貨船。 而銓亦復戒海。 乃止。 遭规掠者到列港、 復遇刼掠賊倭。 ::尾

によると、

嘉靖年間における浙海の私商及び舶主王直行蹟考(下)

一八二

とあり、 濟以薪火、遂同行日本。」と見えるやうに、 實は徐海のことである。 王直は、 海市に徐海の記事についけて「又別倭船來稱海市。 市易にのみ興味を持つた。寧波府志・浙江通志及び籌海圖編浙倭記 王直欲與伢市之、 抑無所 の記

冦議に、 舟山の倭賊を殺追して、王直は更に功を立て、その存在も一段と輝を增した。それを具體的に示したのは、 萬表:海

事は全く根據がない。

五十人、俱金甲· 近自破黃巖・屠霩竈、 銀盔・出銷明刀。 而其志益驕。 坐於定海操江亭數日。 緋袍・玉帶・金頂・五簷・黃傘。頭目人等、 先稱淨海王。 僣竊叛逆。 倶大幅・袍帶・銀頂・ 青傘。 侍衞

あるが、假に黃巖・霩霺の犯された後であつたとしても、王直はそれと關係がないし、爲された場所などから見て、 整へ、定海の操江亭に坐すること數日、遂に淨海王を自ら稱するに至つたのである。 山の倭賊を拏獻したことがその直接的契機となつたのは爭へなからう。 と見える記事である。黃巖や霩霺の侵犯を理由づけにしたのは誤りであるが、 王直は益々驕ぶり、豪勢な王者の體制を この儀式の爲された時期は不明で 舟

因みに黃巖と霩屬とを陷れたことは、籌海圖編の浙倭記、 嘉靖三十一年の條に、

(五月) 陷黃巖縣 一二十八日、 福清賊首鄧文俊等率倭夷二千、 直入縣中焚燬縣治。 居七 日 而 出

六月賊攻霩醽所… 一二十日賊以破黃巖得利、 復攻所城。二十日夜半乘雷雨。 先以草入用竹揭試、 遂入城。

明、賊從北門而出。

れたのは、 とある。 記事によれば、兩方とも鄧文俊らの仕業であり、窮河話海も同じに書いてゐる。それが王直の罪として指摘さ 王直配下の船を自由に往來させるから起つたとする感情と、王直が海を支配してゐる以上すべてのことは彼

の指揮によるとした論理のためであらう。このやうな意見は王直が私商の代表的地位に立つた時からあつたが、王直 0

權威が高まると共に强くなつて來た。 萬表が海冦議に、 海道の怠慢に憤慨して、

腰斬指揮、 殺府知事、 殺百戶、焚燒房屋・擄掠婦女財物。 數月以來、 沿海軍民被殺數萬。 …塗毒生靈無有虛 日 而

と責めてゐるのはその現れである。 當否如何に拘らず、それは王直にとつて危險性を含むことに違ひなかつた。

×

復有幾。」と述べてゐる。つゞいて、 の俸を停めることを奏聞して、「矧浙江近日海冠猖狂、 林應箕が、病と稱して離任十八月に上つた布政司参政曹汴の職を革め、 妥協して苟安を貪つてゐた海道が攻撃の的となつたのは當然である。 七月に太倉・吳淞に入り、 嘉靖三十一年に浙直に出現しはじめた冦賊は、四月に奉化・臺州遊仙寨、五月に瑞安・嘉定寶山と黃巖、 遊仙寨では府知事武偉が戰死し、黃巖では縣治が陷れられた。それで朝野が騒動し、 彼は、 所在騷動、 而一時藩臬違限者遂至三人。 明實錄の嘉靖三十一年七月癸巳の條に、浙江御史 赴任を二月違つた参議李龍・ 此外守法任事之臣、 按察司僉事李廷松 六月に霏霭、 王直

道副使丁湛・ 乙亥、浙江廵按御史林應箕奏四月中倭冦焚叔狀。 新推備倭都指揮張鐵、 皆臨難規避、 宜並罪。 因參署海道副使李文進·分**巡**副使谷嶠…等、 各失事當治。 給由海

こ、海道の責任を追究し、吏道の振肅を圖つた。

復活を要請したのが、 同日の明實錄によれば、 吏・兵二部の覆議を經て是認せられた。 倭冦對策が議せられた中に 「於是給事中王國禎 間もなく 御史朱瑞登交章言」として、 巡視

嘉靖年間における浙海の私商及び舶主王直行蹟考(下)

(一八三) 六三

法從事。 壬寅、 巡按御史毋得干預撓阻。 改巡撫山東都察院右僉事都御史王忬、 賊中有脅從願降者、 提督軍務巡視浙江兼管福興泉漳地方。 不得一槩混殺、 濫及無辜。 仍敕許便宜調發兵糧、 臨陣按軍

分守する參將とし、王忬の統制下に置いて、體制を整へたのである。 と、王忬が任命せられた。 同時に瓊厓参將の俞大猷と、 中都指揮僉事の湯克寬とを以て、 温臺寧紹と福興泉漳等處とを

揚威。 王忬は命を受けるや、 卑職近至定海、 賊遁且勿窮追。 審知烈港形勢。 不遁、 即日浙江に赴いて計劃するところがあつた。俞大猷:正氣堂集卷五の議王直未可擊によると、 多方以絕其接濟。 …如船衆兵多、分爲兩枝、…庶可收功。 徐察事機、 因時應變。於十月十八日行矣。 …今副使李文進等、 議令卑職… 督兵船出海

とあり、 に至り、 日在處州途中、 はじめて本格的掃蕩を行ふべく將官を調集したのである。 十月には示威的行動を取つた。しかし窮追しないやうに命令されてゐる。 奉軍門憲牌、 着卑職等剿捕海賊王直・毛烈等。 即轉往寧波、 俞大猷はその議論の中で招撫を排して、 會同各官行事。」とあり、翌三十二年一月末 同じく議王直不可招に「正月二十八

收萬全之功。親自督押、 窃謂:爲今日之計、唯在振揚我兵爲急爾。 直抵烈港攻剿。 …其亦天厭兇類、一鼓就擒未可知也。 卑職至彼會同各官、 揚言招撫、 使其不疑軍門。 就于閩中多發船兵、 : 可

と述べてゐる。 嘉靖三十二年には籌海圖編直隷倭變記にあるやうに、正月から蕭顯らが上海に入冦した。 準備がほど完了したので、上官の優柔不斷な態度を警戒し、 自分の成算のほどを示したものである。 窮河話海海市では蕭顯の記

事につゞき、

直以爲東南禍本。 賊首王十六・沈門・謝獠・曾堅等、 統兵擊之於列港。 誘倭焚翅黃岩縣。 參將俞大猷·湯克寬、欲令王直拏賊授獻、 而賊巳去。 乃議王

5 策として理解すべきと思はれる。 に誤まつたものであらう。 さうだとすれば、 るに當る。 とある。 依王直爲窩者也。」といふ松門衞の賊が、 直ぐまた禍本としてその瀝港を撃つたとある、一見不自然の記事は、 王十六らの焚奴は、 たゞ浙倭記では瀝港攻撃の件が「閨三月、 窮河話海の記事が疑はれるのは別としても、 籌海圖 籌海圖編は、 [編の浙江倭變記に 再び岑港方面へ逃げこむわけがなからう。 賊を拏獻さすことをも含む、 官兵追擣烈港賊巢」と逆に先にあり、 「四月、 浙倭記の註記に「賊初至、勢甚猖獗。 賊攻松門衞。 前引「議王直不可招」に見える俞参將 官兵の王直剿捕行動の發動時期を瀝港攻撃 把總劉恩至追擊於舟山岑港、大敗之。」とあ 吾とは、王直に賊を拏獻せしめ 時間が前後してゐる。 攻城不克而去、 の 掩 な 盖 兵 が

議王直不可招・論王直未可擊に見えることなので、 變に次のごとく述べてゐる。 瀝港攻撃について、浙倭記では王忬が溫州において閱圖審形をして戰略を決めたやうに記してある。 俞大猷のことでなければならぬ。 攻撃の經過は俞參將の撃王直 しかし、 これ 時 風

斷。 塘木澳。 其貨未收完、風未成汛、 欲收泊搗杵木澳、 卑職竊見閔溶兵船巳到、兵形巳著、 各兵過船之間、 蒼山船勇、將賊人哨馬衝倒。 初十日瞭見賊人搬貨整帆、 俱不可得。 水急風高。 尚不得去番。 將兵船流吹脫過。 及飄打至路澳、 大兵船直取賊船、攻擊一合。賊勢潰敗、奔山下水者數百人。而王直之船、 知其旦夕必遁。 若在馬蹟各澳、必當追攻也。 難以示弱。 風勢少息。…十二日辰時至搗杵山、 按於港北、 即於本月初六日督兵出港。 將於本月十一日早、乘潮長進攻。有八漿船勇、 欲待潮退、 全力返擊以收全功。不意颶風逆發、…顚危至甚。 初七日進攻。具禀外、 賊巳遁去。 卑職督各兵船窮廹外、 將賊人外欄篾纜砍 兵船往來、 其敗尤甚。 泊於金

即ち四月六日に兵船を率ひて金塘に泊り、十一日に瀝港に攻入つたが、 嘉靖年間における浙海の私商及び舶主王直行蹟考(下) 暴風が起つたために、 (二八五) 賊を馬蹟山方面に遁去ら

れたのである。

この戰について、浙倭記は閏三月と誤つた項に、

四維屯龍山、 至是、大猷募熟諳山脉徑路之人侯得等、 黎秀屯霩蠹、 遙爲聲援。 夜四鼓、侯得等縱火賊營。 潜入賊營、 期以十一日擧火爲號。 烟燄蔽天、官兵乘之。賊驚奔爭舟、 而自移營本澳。 距賊巢止隔 死者無算。 Щ Щ 分遣張

敗走。直率精銳潰圍而去。泊馬蹟潭。

の項に、

所存僅百餘人。

と細かく出てゐる。しかし。奇怪にも暴風のことには一言も觸れてゐない。そして、四月の「官民進勦馬蹟潭、王直敗之」

十四日、湯克寬等兵船進搗賊巢、大敗之。因砲聲驚起蟄龍、官兵覆溺者甚衆。 直遂走直隸地方。 俞大猷又追敗之。

犯嘉定」と見えるが、 とある。この十四日は明らかに前の瀝港進攻の記事に繋がるものである。颱風をこゝへ持つて來たのは、次に引く窮河 ためと推測せられよう。 話海のやうに、もととなつた資料が一連の戰鬪として書かれたものを、 勿論彼本人が行つたとは認められない。 なほ、王直が直隷へ走つたといふことは、 直隷倭變記にもまた月を誤つて、「閏三月賊首王直 浙倭記が追勦の分を切離し、 「閨三月」 にした

結局、王直は窮河話海流逋に、

直之船無敢定泊。 〔一参將俞・湯〕 於夏六月、 乃議王直以爲東南禍本、 乘風逃去之平戶。 統兵擊之於列港。 追至長途、 次馬蹟潭。 銃砲聲響驚起蟄龍。 兵船漂散。王

২্ 定泊すべき根據地がなかつたため、夏の六月に到頭平戶へ逃れ去つたのである。

五、日本における生活と業務

彼が五島に因んで五峰と號するやりになつたのも、この頃であらう。 前節に考へたやうに、王直は、嘉靖二十六年の頃には五島を息肩の地にし、そこから馬蹟山、長途へ市易に來てゐた。 擒獲王直記に、

直與葉宗滿等、 之廣東造巨艦、 將帶硝黃·絲綿等違禁物、 抵日本·暹羅·西洋等國、 往來互市者五六年。 致富不貲。

夷人大信服之、稱爲五峰船主。

船主として島人の信服を集めたのである。 後に奥木場・奥浦へと遷り、大工町もその名殘りである、といふ傳說が傳はつてゐる。どこまで信憑性があるかは疑は と西洋とを取去れば五島時代の描寫としても適當であらう。五島には、王直がはじめ唐船ノ浦を根據地として活動し、 とある。記事は双嶼港初期からのことを一本に纒めて書いてあるが、文中の「葉宗満らと廣東へ之き」の所、 いが、最初の根據地はその地名や當時の上陸地などから考へて、不自然ではない。彼は數年の間に忽ち發展し、 及び暹羅

しかし、王直が彼らを利用して冦掠をさせた記錄はひとつもない。 相手を威壓したり、 入冦者遂絡繹矣。」とある。日本人は武士時代から一般に刀劍に慣れ、 王直と倭人との合作につき、籌海圖編卷之八 冦踪圖譜に、 「許二敗沒、直始用倭人爲羽翼、破昌國而倭之貪心大熾。 擒獲王直記には 殊に私商は自衞上、必ずそれを連れて行き、屢と

會五島冦爲亂。 官餽米百石。 直有宿憾於倭。 直以爲薄、 大詬投之海中。 欲藉手以報、 及以威攝諸島。 從此怨中國益深、 乃請於海防官、 頻入內地侵盜。 而勦之無孑遺者。 而聲言宣力本朝、 以

嘉靖年間における浙海の私商及び舶主王直行蹟考(下)

(一八七) 六七

こと」すべきであらう。當時の王直の言動に照して、この争は、 掠したと見えてをり、若しこれが前引冦踪圖譜の記事に該當するとしたら、それによつて倭の貪心が熾んになつ たものと思はれる。 といふ話がある。 年月の記載がないが、 陳懋恒:明代倭冦考略三の四の引く浙志便覽に、嘉靖二十九年倭が昌國衞を冦 彼が平和的市易を守るため、 無軌道な武力行爲を抑 た頃

ば、それだけ年々日本へ行つたことを示すものである。 二十六年の行動に關する記錄はないが、その翌年から連讀的に倭を誘つて舟山東北方の諸島へ來市してゐるので、この 十九年にはひきつゞき長途へ市易に出かけてゐる。貨物の處理や出航・市易の準備の必要から考へて、これは逆に云へ 年、日本に留まり五島の根據地を作つたらしいことはすでに述べた。さうして二十七年には徐銓と馬蹟潭、二十八・二 ならば、最初から五島に漂着したことになる。それから種子島へ廻航し、博多まで行つたので、 であらう。 王直の日本往來の足蹟をたどつて見ると、嘉靖二十四年に釋壽光に隨つて來たとき、若しピントーらと一緒であつた 窮河話海には、 彼が翌二十五年に寧波諸島へ出かけたとあるので、その年にも日本へ行つたことがわかる。 薩摩と平戸へも寄つた

とすべき節がある。 嘉靖二十九年に王直は拏賊授獻の功により、 曾て書苑第六号に辻善之助博士が紹介された中峰明本の筆蹟に添へた策彦の副書に、 私市を默認され、 瀝港に巢を作りはじめたが、 この年にも日本へ戻つた

峰甘棠之地海會精廬宗主之攸惠也。…予价于人以倭物計交易之事、 此眞蹟…予嚮任本朝々使赴大明國之頃、予偶過六部尚書豐存淑之華第。 然尚書寶惜不與。…翌年大明人五峰先生帶之來, 尚書…掛此軸子於座上、 而謂予曰: 此是中

とある。 即ち彼策彦が入明の際、 所望して手に入らなかつた中峰の書を、 翌年五峰が携へ來つて大內義隆に獻じたこと

獻大內義隆公。

公番予曾寓愛而

賜焉。

ばならぬ を一云つてゐる。 の年の九月に殺されたので、王直が贈つたのは春季入明の前たるべく、從つて十九年の冬頃には日本へ來たと見なけれ 策彦が再渡して歸つたのは天文十九年であり、翌年に携へ來つたのは同二十年になるが、大内義隆はそ

が 來た物のない一倭船に、薪米を給して一諸に日本へ行つたと窮河話海に見えてゐる。恐らく唐物を運ばせたのであらう 理 、王直が如何に日本との間を頻繁に往來して私市に努めたかゞ知り得られよう。 に忙しかつたので、寧波に留まつたらしい。しかし、翌三十一年には、舟山へ入つた倭賊を拏獻して後、何も持つて 嘉靖三十年は、すでに瀝港に根據地ができてゐたばかりでなく、 强敵陳思盻の攻殺で私市以上の大收獲を得、 その整

に 五. K 分配を條件として、中國の海賊に自國を隱れ場所にすることを許したとあるのは誇張であるとしても、 結ばれてゐたのは推察に難くなからう。 島藩は管内に王直の根城を置くを許し、 相應な物貨を藩主に呈上するとか、一定量を藩内にて販賣する條件を以て停泊に便宜を供與したのは方々にあつた。 彼と五島藩との交渉を示す資料は、何も殘つていない。しかし、ピントー航海記 十一 後には城下の福江町にも集團的居住をさせたので、 章百四に、 兩者に約定があり、 大レキオスが掠奪品の 關稅代り

に、五島を指すと見られる一節に、 する祠も残つてゐる。 つた中國式井戸があり、それによつて王直一黨の居住狀況も偲ばせられる。たゞ、唐樞:論處王直奏請復總督胡梅林公 もと深江と云つた福 またその向岸の、昔江川城の城下に當るといふ所には、王直井戸と稱せられる、 江の唐人町は、現江川橋の南岸高臺の石壘跡の殘つてゐる所にあつて、その一偶には明人堂と稱 石板で六角に圍

惟西海道之西二三島、 慣構內地入交易。…諸島之外地名對海州、 內有大唐街、 皆我人所居。 中國人至此息

(一八九) 六九

嘉靖年間における浙海の私商及び舶主王直行蹟考(下)

肩。 入諸島尚距百里餘。 是以王直所與交者、不及數島人耳。彼皆心服、 往來行止可執。

はされて、 る荷上げや出帆には好都合だつたらしく、王直らは彼本人を除き、最後までこゝにゐた。 とある。 五島は 蔣洲と陳可願 息肩の地として利用し、 が五島へ來たとき、毛烈と會つたのも福江の唐人街であらう。 物貨は平戸等地へ運び出して賣捌いた。 たゞ邊僻な離れ島だけに、 嘉靖三十六年四月胡宗憲に遣 隱密を要す

\times

平戸における王直の活動及び生活狀態を書いた直接資料は、 李朝實錄の明宗十一年○嘉靖四月の條に、

峰乎? 己丑 朔、 曰:於平戶島見之。率三百餘人、 禮曹啓與倭人調久問答之辭。……曰:今正月、 乘一大船。 常著緞衣、大概其類二千餘人。又問曰:彼因見擄而在彼乎? 聞有中原人稱五峰者、 將領賊倭入冦大明矣。 問日

といふ記事がある。 常に緞衣を着て三百餘人を率ひ、一大船に乘つてゐた王直は、 勿論普通商人の生活ではない。

王直記に蔣洲が訪ねたときの有樣を記して、

日

始以買賣來日本。

仍結賊倭來往作賊。

方治。

諭足矣。 嘉靖三十四年十一月、洲等至五島。遇王璈。 明日直出客舘見洲等。 推髻左衽、 道以移諭事。 旌旗服色擬王者。 **激**曰:無爲見國王也。此間有徽王者、 左右簇擁、 洲等心動。 坐論鄉曲 設 島入所宗。 酒食相對、 令渠傳 情欵

てゐるのと考合せば一層明らかであらう。 久の言と對照して彼の平戶の生活を想像できよう。大曲藤內:大曲記に「五峰… と見えてゐる。 右に 「五島」と書いてゐる會見場所は、 擒獲王直記によれば、 王直自身の上疏文には 「松浦」 唐樣の屋形を立てゝ居住し」たと記 にて會つたとあるので、

乃更造巨艦、聯舫方一百二十步、容二千人。木爲城爲樓。 櫓四門。 其上可馳馬往來。 據居薩摩州之松浦津、

京 自稱曰徽王。部署官屬咸有名號。控制要害。而三十六島之彝、皆其指使。

とある。 彼が定海においても、淨海王と稱して王者の體制をとつたが、それを日本でも行つたのである。

民族性が强くて排他的な日本で、王直のごとき振舞が許されたのは、彼の存在が、その藩内の經濟に利益をもたらし

たからである。大曲記に、

南蠻の珍物は年々満々と參りい間、京・堺の商人諸國皆集り候間、西の都とぞ人は申しける。 を立てゝ居住申しければ、夫をとりでにして大唐の商船絕えず、剩へ南蠻の黑船とて始めて平戸津へ罷着ければ、 道可樣は果報も武運も満足の仁にてい故に、平戸津へ大唐より五峰と申す人罷着て、今の印山寺屋敷に唐樣の屋形

らし、その地を西の都とならしめた。 **屬するので、ほゞ信賴するに足りよう。** 物語被成たる趣、子孫ともの覺の爲あらあらに書おく者也。」とあり、五峰のことはその生きた道可(松浦隆信) 時代に と明記してゐる。大曲記は卷首に「…平戶肥州御家武運長久之次第書、祖父之書おき、又申つたへ候分、 それによると、王直の平戸來住は、黑船の來航と共に唐・南蠻の珍しき物をも 殊に道可樣御

さうして、富裕になつた今ひとつの影響として、新豐寺年代記には、

せり。人仕い不自由。平戸に入りて女は傾城す。男は唐に渡て盜みて死を不顧なり。 去天文十一年、大唐船初〔て〕薩摩・豊後に渡來、日本唐物充滿。平戶に來て松浦郡富貴〔し〕、人類男女共に衰微

王直の平戸來住とは繋がらないが、後人には年月記載のない大曲記の記事をそれに結びつけ、この明舶を以て直ちに王 と出てゐる。これは大曲記と表裏をなす事實である。「去天文十一年」のことは恐らく鐵砲記を抄襲したものであつて、

嘉靖年間における浙海の私商及び舶主王直行蹟考(下)

(二九二) 七二

た唐商の遺骨を收葬したとも傳へてゐる。 とそれにつづく「剩へ南蠻の黑船とて始めて平戸津へ罷着ければ…」の一條を無雑作に結付けて、天文十九年ポルトガ 直のことゝし、 信(=道可)が家を繼いだ翌年に當り、松浦家が對外貿易の積極政策を取り出した時期で、窮河話海には島主が曾て殺し したのは三十二年からである。ポルトガル船寄港との關係は、 領主の優待を受けて唐人が多數居住してゐた。しかし、王直が日・明貿易に出たのは嘉靖二十四年であり、平戶に定住 ル船が寄港したのを彼の誘導によるものとする説があるのは賛成しがたい。天文十一年は松浦興信が死んで、その子隆 然らば王直は、日本人と如何に取引してその力を持つに至つたのであらうか。これについては、明實錄 烹靖卅六、 王直の平戸來住を天文十一年に擬する者がある。あるひは「五峰が…居住申ければ…大唐の商船絕えず」 窮河話海によれば、當時平戶は「中國流逋移家受廛、錯綜盤固。」とあり、 他に全く旁證がないので、論駁にも値しなからう。 に

直…狎販海爲生、夷所信服。凡貨賄貿易、直多司其質契。

胡宗憲が王直の擒獲を奏聞して、

互に信用の基礎はないのである。 しかも問題の起つた場合、 司法機關によつて追究しがたいので、 是非とも兩方から たとへ適當な相手が見つかつても卽時決濟で行けるとは限らない、支拂も現金であつたり、物々交換であつたりだが、 分の責任において委託者のために賣買・交易を代行することである。 とあるのが、最も簡明な説明を示してくれる。質契とは貿易の券據すなはち證券であり、 始爲倭經紀…」とあるごとく、王直は倭の經紀をしたのである。 海上において不法を制裁する實力を持つ代行者が必要になる。 當時の密貿易は、需要者と供給者が浮動的であり、 正に天下郡國利病書(下)に「徽人王直號五 司るとはそれを預かつて、自

ے の業務は實力と共に、來航商人の宿所や物貨倉庫の設備、 賣買の斡旋、 業者の保護救助もやらねばならな 王直

れたやうに、日本の各界から尊敬される条件を持つてゐた。平戶・五島地方は勿論、大內氏に中峰の書を贈つた山口と、 ても爲されるので、五島・平戸を唐船の足場に提供して各種の便冝を與へれば、船が彼の處に集るのは當然であらう。 であつた。 が嘉靖三十年に、龔十八を保護して海市を同じうさせ、三十一年に一倭船に薪米を供給して日本へ歸らせたのはその例 後にその貢使徳陽を伴つて行つた豐後とも連繫があつた。條件には惠まれたので、王直は益々發展し、泰然として王者 殊に彼はある程度の文字教養を持ち、官樣の生活をしてゐたので、策彥の副書には五峰先生、南浦文之には儒生と書か 丑」夷舟漸至直隸登刼、 の生活をつゞけることができたのである。 つて倭商から珍重がられたのを、つゞけて日本においてやつたのである。日本貿易の行紀業務は倭商と共に明商に對し へて、信望がなければならぬ困難さがあつたが、また利益も大きかつたことは云ふまでもない。王直は瀝港でそれをや 籌海圖編の浙倭記に岑港に、逃げた松門衞の賊を「蓋し王直によつて窩を爲す者」とし、寧波府志書防 皆依烈港之賊爲窩堵。」と云つたのもそのためである。この經紀の業は豐富な經驗と資力に加 に (英

六、嘉靖大倭冦と王直の死

嘉定縣城を攻め、南翔を流刧し、新來の賊と上海縣城を攻めた。史家濱の賊は三月に南滙を攻め、普陀山からの賊は曹涇より松江府 城に進攻して後、海岸から南下し海鹽を流突した。この年、第二次の入冦をした徐海は陳東と拓林に巢くひ、吳德宣も拓林へ來た。 で侵入した。南沙にゐた蕭顯らは、八月出海した後、九・十・十一月とも入冦してゐる。三十三年は南沙の蕭顯が暮から動き出して、 した。海鹽では四月に賊船が來泊し、八大王を焚死されて乍浦から出たが、五月青村から白馬廟に至り、二大王は海寧を經て豬山ま 嘉靖三十二年四月、王直が瀝港を追はれた後、五月には蕭顯の賊黨三大王・六大王らの倭船三百餘艘が上海に入冦し、縣治を焚掠

嘉靖年間における浙海の私商及び舶主王直行蹟考(下)

一九三

攻めてゐる。十月には倭三千が金山を襲ひ、乍浦を攻めて海鹽へ向ひ、平湖・嘉興の諸鄕鎭を犯した。十一月に賊は呂恭鎭を犯し、 り、官民はそれを王江涇に會剿した。八月に吳德宣・徐碧溪が蘇州深陶港から縣城に入り、拓林・蔡廟港の賊が青村・南滙と金山を 慈谿にて滅ぼされた。同月に石墩の賊は壘の男女千餘を殺して出航した。六月半には劉家港の賊千餘が崑山から吳江を經て平望へ抵 月縣治を焚刧され、 月も青村所城を攻落され焚殺を受けた。 朱涇にて邳兵千人を殺し、拓林賊は嘉善に入り、嘉與から湖州地方を流뀛した。嘉善は犯されること十七囘に達したのである。十二 彼らは南沙の賊と共に蘇州の各縣を攻め、特に崑山城に集中的攻撃を加へたが、四十五日にして失敗し圍を解いた。海鹽の方では四 のち嘉興・袁花鎭を掠め、海寧・硤石を毀刼して澉浦に至り、各地ともその蹂躪に任せた。なほ、五月蕭顯は

五年は二月に徐海がまた拓林に入據し、新場にゐた陳東が合流した。三月には賊船が殺到せりとの諜報頻りなる中に、陶宅の賊は漂 陳東は暮に附近を掠めた。なほ浙東では四月に奉化、五月・六月に餘姚に賊が入つたが、七月爵溪から上陸した倭賊百餘人が徽州 即ち一は金山を猛攻し軍糧を奪ひ、一は海鹽に至り蘇門に奔つた。五月中旬に鎮河・北沙の賊約一萬がまた蘇門を犯し、のち音樂墩 浦を攻め、川沙の賊は南滙・金山を攻め、崇明に入つた。三月には新場・閘港・川沙の賊約一萬が上海城に迫り、張經の兵に阻まれ 缺・蔡廟堡や匕竈洪に、他の者は金山・青村・沈庄・寶山に入冦した。四月下旬には川沙の賊が金山に現はれ、徐海・葉麻らは嘉杭 蕪湖から太平府を經て南京に侵入し、のち溧場から宜興・無錫に至り、蘇州の滸墅關において圍斬されたこと云ふまでもない。三十 屯した。この時、海門に飄到した林碧川は高贈の烏魯美他郞らと大陳山にて圍殺された。川沙・周浦にも、賊が巢くつたが、新場の されて漸く潰えた。連敗した賊は七月拓林から逃出さうとしたが、待構へてゐた官兵に追殺され、數百人が徐海に率ひられて陶宅に の賊と合して省城を冦し、湖州市・北新關を焚掠した。六月に至り蘇州から海に入らんとして、吳江平望に官兵の毒殺に遭ひ、夾撃 た。三月半に官は賊巢を搗くべく大勢の客軍を海鹽に駐屯せしめたが、四月、賊は牽制のために分解して出掠し、全浙を騒がせた。 嘉靖三十四年は徐海らの猖獗した年である。先づ正月に葉麻が沙口を焚掠し、海鹽・麦花鎭を犯し、崇德の城を落した。徐海は乍

文華と胡宗憲とが王直を招くため、蔣洲を日本へ遣はしたのはこの時である。 の兵が松江に調されたのを知り、水陸一萬以上の賊を各地に分冦せしめた。彼自身は乍浦を圍んだが、 九日にして解いて行つた。 趙

て王直を招くことを考へた。茅坤:紀剿徐海本末に胡宗憲のことを述べて、 嘉靖三十二年以來、日本から來冦する海盜は益、猖獗し、底知らず官民を煩ました。それで趙文華・胡宗憲は一 策と

先是、公始爲提督時、 嘗與總督趙公謀曰:...入言王直以威信雄海上、無他罪狀。 苟得誘而使之: 或可陰携其黨也。

按:部題亦甞有用間爲策者。 於是遣辯士蔣洲·陳可願及其故嘗與王直友善者數輩、 入海諭直。

える。)この策が通番の輩に出、また海防責任者として二人とも王直を他の罪狀なきものと認めたのは興味深い。 告以必得王直主通海市。 蔣洲らを遣はした。 乃可巳亂。 窮河話海流逋によれば、 故遣使招之。」とある。(王直の上疏文にも「適、…侍郎趙・…都御史胡、差官蔣洲前來。」と見 「歲已卯四年…工部右侍郎趙文華經略東南、 廣詢已亂之策。 而通番輩

胡宗憲が遣使を奏請したのは、明實錄の嘉靖三十五年四月甲午の條に

可願• 蔣洲往。 浙江巡撫胡宗憲請遣使移諭日本國王、禁戢島夷。 及是、可願還。 并招還通番商犯、 許立功発罪。 既奉俞旨、 遂以寧波生員

らぬ。表面的な大義名分はともかく、擒獲王直記によれば「而疏請移諭日本禁戢爲名、 蔣洲らは秋に出發したらしく、擒獲王直記には十一月に五島に至つたと見えてゐる。 とある。 「昨歲」とは同三十六年八月甲辰の條に「憲爲巡撫時」と記してあるので、三十四年七月少し前でなければな 其實注意伺察直也。」であつた。

直の上疏文によると、これはよくその心痛を和げたらしいが、特に明實錄 嘉靖卅六、の王直擒獲の奏聞に、 擒獲王直記に「先是、間使徽州收其母・妻及子于金華府獄中。 至是出之。豐衣食、潔第宅、 奉之以爲餌。」とある。王

嘉靖年間における浙海の私商及び舶主王直行蹟考(下)

(一九五) 七五

宗憲與 直同鄉、 習知其人。欲招之、 …而奏遣生員蔣洲等持其母與子書往諭之。 意謂:直等來、 悉釋前罪不問。 且寬

海禁、許東夷市。直等大喜。

とあつて、 海市を許すことに興味をそゝられた。明實錄嘉靖卅五、 の陳可願の疏陳に、

絕、 及是、 實非本心。 可願還。言:初自定海開洋、 誠令中國貰其前罪、 得通貢互市、願殺賊自効。遂留蔣洲傳諭各島、 爲颶風飄至日本國五島、 遇王直·毛海峰等、 言:::我輩昔坐通番嚴禁、 而以兵船護可願先還。 以窮自

とある。王直の上疏文も、會見場所が松浦とある外はほど同じである。

招きを聽いて歸るについては、 擒獲王直記にも「…日夜集所親信者計之。 謝和等曰:... 未可冒味以往也。

とある

やうに、 部下は警戒的であつた。 後に、毛烈・葉宗満らに陳可願を送らせて行つたのは、 それと關係があつたかも知れ

ない。しかし王直は、窮河話海海市の戊午の條に、

同烈行、 歲丙辰〇卅王直聽招以市、 名利兩得。 宗满聽、 畏法不決。 與童華來市烈港。 欲毛烈先行。 烈子難之。 邀宗满。 宗滿欲市南澳。 直日 _: 市南澳、 有利無名。

とあり、意欲を持つてゐた。彼の上疏文に、

驅馳浙江・定海・外長塗等港。 蔣洲前來、賚文日本各渝。 偶遇臣松浦、 仍如廣中事例、 備道天恩至意。 通關納稅。 臣不勝感激。…如皇上慈仁恩宥、 又使不失貢期、 宣諭諸島、 其主各爲禁制、 赦臣之罪、 倭奴不得復爲跋 得効犬馬微勞、

扈。…敢不捐軀報効。贖萬死之罪。

とあるのを見ても、 陳可願は四月甲午の疏陳から推して、二月に歸國したらしいが、窮河話海によれば、毛烈・葉宗滿と王濡賢が同行し 王直は官府の妥協を得て、 瀝港時代を再現せしめんとの夢を抱いてゐたことがわかるのである。

P 軍 瀝港に泊つた。 有能擒斬王直來獻者、 門に出して反對した。 のがなかつた。從つて疏陳に對する部覆も、 (擒獲王直記に毛烈を漏らしたのは政治的理由からであらう。) それに對し、 封以伯爵、 蔣洲を日本へ遣はすことになつた直後も、 賞銀一萬兩。 授坐營坐府職銜事。」の賞格が懸げられるなど、 明實錄八月乙亥では、 俞大猷は議毛・葉不冝久置寧波を 南京御史金制らの建言により 朝廷の方針には決つた

保無他變、 曉諭直等、 直等本爲徧民、 然後議之。 俾勦除舟山等處賊巢。 旣稱効順立功、 自當釋兵歸正。 以自明其誠信。 果海濡淸蕩、 乃…第求通貢、 朝廷自有非常恩賚。 …此其姦未易量也。 其互市通貢、 宜令宗憲等…嚴 姑俟蔣洲囘日、 加 隄 仍移文

冦したので、 毛らは王直を呼びに行くことを理由に、王汝賢らを軍門に置いて日本へ歸つた。 と責任を囘避してゐる。 宗憲は牒者を彼の營所に遣はし、王直の招降を以てその心を動搖させ、 宗憲は部議に從ひ、早速舟山にゐた冦賊の敗殘兵百餘を毛らに拏獻せしめた。三月に徐海が來 (紀剿徐海始末・擒獲王直記) 同時に毛らに徐海のことを謀つた

蔣洲と共に各藩を宣諭した王直は、その上疏文に、

馬肥前島・博多等處。 與隣國爭奪境界、 日本…近來君弱臣强。…其國尙有六十六國、互相雄長。 墮計自刎。 十禁三四、今年夷船殆少至矣。 以沿海九州十有二島、 倶用 遍歷曉諭、 往年山口主君、 方得杜絕諸夷。 强力覇服諸夷、凡事猶得專主。 使臣到日至今、 已 行 五 島 舊年四月內 松浦及

疏陳による胡宗憲の奏聞に、 とあり、 三十五年三月にはその近邊の諸國を廻り終へた。 王直が蔣洲らと共に宣諭したことにつき、 明實錄の 陳可願 0

[洲等] 今偶遇海峯於五島地方、 嘉靖年間における浙海の私商及び舶主王直行蹟考(下) 即爲所說阻 一而旋、 就中隱情未可逆睹。 以臣憶度、大約有二 :或懼傳諭國王、

(一九七) 七七七

(一九八) 七八

輩不便、設難邀阻。或有懷戀故土、擬乘此機會、立功自歸。

鎭・義長、…將倡亂各倭立法鈐制、勾引內冦一併縛獻、始見忠欵、方許請貢。」と奏してゐることから考へて、これは穿 つた意見と言へよう。 と述べてゐる。後者は勿論、 前者も明實錄。烹味州六、 て、 宗憲自身も「但義長等…眞有畏罪乞恩之意、宜…令其傳諭義

王直は、明實錄嘉靖卅六、の蔣洲の報告に關する記事に、

洲留偏渝各島、 至豐後阻留、轉令使僧往山口等島、 宣諭禁戢。 於是山口都督源義長具咨送囘被擄人口。

源義鎭遣僧德陽等、具方物奉表謝罪、…護送洲還。

あるのによると、蔣洲より一歩遅れて着いたらしい。明實錄の王直擒獲の奏聞に、 とあり、 俞大猷:議處日本貢夷に引く蔣洲の口稱に「其王直等船五隻。待其到日、 仍阻住泊外海聽候。另行呈報處。」と

奉命卽傳諭各島、 如山口 • 豐後等島主源義鎭等亦大喜。 乃裝巨舟遣夷目善妙等四十餘人、 隨直等來市、 以十月初至

舟山之岑港泊焉。

のはそれである。

等船一艘、泊于舟山馬墓港。遂舘本山道隆觀。又招至…王直等、誘來市倭四百餘、船四艘、倶泊舟山之岑港。」と見える とある。 (倭變事略附錄には九月二十五日來着とあるが、順次に來たものであらう。)窮河話海海市に「歲丁巳 ○卅 招來貢夷德陽

ひ、 巡按浙江御史王本固は、 前引王直擒獲の奏聞によると、是時浙江は倭冦に傷み、王直らの倭船が押寄せたの聞いて恐慌し、競つて反對した。 現地の將吏もどつちつかずの態度を取つた、とある。擒獲王直記によれば、胡宗憲は豫め瀝港の追搗で王直と隙の 王直を納めれば侮を招かんと奏上したので、 朝議は鬨然として宗憲は東南の大禍を醸すと云

ある俞大猷を金山に調したが、 代りに盧鎧を配し、 嚴密に警備の陣を布いた。 明實錄につゞけて、

直旣至、 覺情狀有異、 乃先遣豫見宗憲。 問曰:吾等奉招而至、 将以息兵安邦。 謂宜信使遠迓。 ··· 兵陳儼然、 卽

販蔬小舟無一近島者。 公其詒我乎。

疑畏。 其の他を釋くことを謂はさせよ」と建議したが、明實錄に「已而夷目善妙等見副總兵盧鏜於舟山。 議計縛王直を出し、「徳陽夷使の輩をして、字を書き各倭に與へ、我官兵は只だ一王直を得んと欲し、 とあり、 宗憲百方說之、直終不信。」とあつて、 王直はそれに驚いて、義子を宗憲の所へ遣はした。宗憲は國禁のことを諭して彼らを軍門に留めた。 王直は疑懼を深くした。 **螳**誘使縛直等。 其綁縛を許 俞大猷 世ば 直大

よれば、 當時は徐海がすでに前年の八月に降つて、官兵に餘裕ができたに反し、王直は孤立無援であつた。倭變事略の 指揮夏正を死間として差向けた。 この頃に胡宗憲ははつきり王直を誅滅せよと詔されたとし、 彼は戚繼光らを水陸の要害に潜伏せしめ ると共 附 録に

譲が責任を恐れ、再三身柄を求めた結果、三十七年正月二十五日に王直は漸く按察司獄に收められた。 ながら「設供帳備使令、 明實錄には直黨の要求に應じて夏正が質となり、軍門へは宗満と清溪が同行したとある。しかし、 皆鼠子輩、 直偵知四面兵威甚盛、 毋足慮。…遂遣烈往。直乃桀然詣軍門。時十一月也。…胡公恐激黨生變、乃陰待以禮而羈留之。 命兩司更相宴之。 終無脫計。…乃復曰:我部無統、 直每出入、乘金碧輿、…自以爲榮。」とあるやうに優遇したので、 欲得毛烈攝之。胡公知其言曰:海上賊惟直機警難 宗憲が擒獲を密疏し 按察司の孟 制 其餘

王直の罪について、 嘉靖年間における浙海の私商及び舶主王直行蹟考(下) 胡宗憲は環境に押されて擒獲の奏聞に「海氛禍首」と書き、 處刑の上讞には「勾引倭夷、 七九 肆行攻

(一九九)

ある。 する記錄を捜して見ると、籌海圖編の直倭記に嘉靖三十三年のことして、 **奴」とあるが、** 殊に瀝港時代は、大舶主として重ねく一賊を拿獻してゐることは云ふまでもない。嘉靖大倭冦時代の王直に關係 彼は上來述べたやうに、窮河話海に見える瀝港以前の記錄はすべて倭を引誘して「市易」に來たもので

四月賊首王直等巢拓林

分一支自劉家港入趨崑山。

師家濱。…官兵擊之。…旣而又進攻之。…無何賊由原港出海。 八月賊攻嘉定縣 —賊首王直分遣其酋吳德宣、徐碧溪、自綵陶港率衆千餘入攻縣城。 直知官兵將搗其巢、 乃進營於

その黨とは云へず、碧溪と行動を共にした吳德宣を彼が分遣したとは信じられない。 と見えるのがある。 しかし、徐碧溪はその時すでに甥の徐海を質にして薩摩から大金を借り、王直とは離れてゐたので、

また、侵冦の中心であつた蕭顯は、籌海圖編の冦踪圖譜、蕭顯の項に、

直隸之禍、顯實首之。善戰多謀、王直亦憚而讓焉者也。

は王直の連繫を持たない唯一の藩ともなつてゐた。もうひとつの、彼の義兒といふ一枝につき、窮河話海流逋 とあり、 彼と緣はないのである。徐海に至つては、 三十一年舟山で王直を殺さんとしたほど衝突し、彼の巢くつた薩摩 には、

歲乙卯〇卅...一枝誘倭入冦、燔燼湖墅民居二萬七千餘家。

る倭人調久の辭に「仍ほ賊倭と結び、來住して賊を作す」とあるのは、徐海ら流逋の入冦をみな王直の仕業と見做して うならば、 とあるが、 この記事は他と同行したのを誇張したと思ふが、何れにしても王直の責任は問ひかねよう。 同註によると、 一枝は王直の貨財を窃取して島原に匿れ、それを使ひ果して出冦したと書いてある。 李朝實錄に見え 若しさ

のことで、確かな根據があるらしくはない。

嘉靖大倭冦の原因については、明實錄嘉靖卅五、 の陳可願による疏陳記事にも、

有言:彼國遭荒米貴、各島小夷廹于饑窘、乃糾衆掠食。 部覆:東南自有倭冦以來、有言:悉航海奸商王直·毛海峰等、以近年海禁大嚴、 國王不知者。用兵數歲、捕獲招報參差、 謀利不遂。 茫無可 故勾引島夷爲冦

者を王直としたのは當らない。籌海圖編の直倭記に「嘉靖三十二年閏三月賊首王直犯嘉定」の項に、 とあり、當局者でさへ、要領を得ざるを嘆いてゐる。その擧げられた兩說はいづれも倭冦の原因として正しいが、 勾引

明にいたりて汪と稱す」と記されてゐる。また、萬曆十九年に薩摩にゐた許儀後の福建軍門あて陳機密書にも、 て松浦海賊の一味だつたと云はれるが、同家の文書には「筑前國唐泊の原田右馬、性勇敢。 横下福建。 …去年初八日、集衆諸侯於殿前。 とあるやうに、王直の威勢が大きいので、その名を騙る者が多い。筑前國糸島郡岐志の岡崎氏は、 賊自烈港之敗、以百餘人自白馬廟而來。…掠嘉定之寶山鎭。 過一年全甲而歸。 唐畏日本如虎。 …旣而召曩時汪五峯之黨問之。答曰:大唐執五峯時、 欲大唐如反掌耳。」とある。 鎭撫陳憲疑爲鹽盜、率輕兵追之。後知爲直、不敢襲。 かういふ者を遽かに王直のことにすることは 吾輩三百餘人自南京地方級掠、 剣槊に精しく舟楫に慣れ、 古くからの豪族で曾 「關白

王直の上疏文に、

できなからう。

あたけれども、

それは防禦に

發動することはあつても、 と言切つてゐるやうに、 直覓利商海、 賣貨浙福。 彼は平和的に海商を營んで來た。 與人同利、爲國捍邊。絕無勾引黨賊侵擾事情。 冦盗をはたらくためのものではない。 營業の規模と性質の故に、多くの人員と諸種の機構を擁して 此天地神人所共知者。 擒獲王直記に五島での體

嘉靖年間における浙海の私商及び舶主王直行蹟考(下)

つ こ 八 八

制を記して、

則又招聚亡命、若徐海・陳東・葉明等爲之將領、傾資勾引倭酋門多郎・次郎・四助・四郞爲之部落。又有從子王汝 義子王敬爲之腹心。

てゐたことがわかる。ところが明實錄の擒獲の奏聞記事によれば、 だから趙文華と、それを許して倭冦を止めるべく招諭使を遣はした。しかし、長年の倭冦に對する憎惡と王直への危懼 下における私商の理想を代表するものと云へよう。この事は倭冦問題を見つめて來た胡宗憲には瞭解してゐたらしく、 とで、朝野は容れようとしなかつた。唐樞:論處王直奏請復總督胡梅林公を見ても、胡宗憲がそれにつき種々苦心をし の功を高めるために、彼を海賊の王として嘉靖大倭冦の罪業を恣意になすりつけたものである。 島之彝、皆其指使。 とあるのは、敵對勢力の徐海らが入つて、肝腎な本當の部下が拔けてゐるだけでも信じられなからう。まして「三十六 要するに王直は、常に名譽ある貿易王國を築くことを目指し、そのために亙市の自由を悲願としつゞけた。 時々遣彝兵十餘道、流뮗濱海郡縣。延袤數千里咸遭荼毒。」といふのは、王直が處刑された後、宗憲 彼は海禁

具以狀聞、請顯戮直等、正國法。姑准義長等貢市、永銷海患。 御史本固闇于事機、力以爲未可。 追還之。盡易其詞。言:直等寔海氛禍首、罪在不赦。今幸自來送死、…惟廟堂處分之。 而江南人詢々言宗憲入直・善妙等金銀數十萬。爲求通市貸死。 或曲貸直等死、充沿海戍卒。用繫番夷心、 宗憲聞 俾經營自 而大懼。

であつた。かくて、讐を報ぜんと聲言した毛烈、宗憲の不信を罵つた妙善らの動きも年末には止み、 十二月二十五日に至つて、省城官巷口にて斬首に付された。 とある。 胡宗憲は王直に死を免れしめんと圖つたが、賄賂を納めての奏請だと言はれ、 政治における個人の悲しい運命である。 急ぎ疏詞を換へねばならぬほど 王直は翌三十八年

かなやうに、それらと籌海圖編の範圍で述べたものが多い。 は、富山房編:國史辭典の王直の項に、資料として閩書島夷志・武備志日本考・明史胡宗憲傳・同日本傳を擧げてゐるによつて明ら 附記 ・ 玉直については、明治政府の編する外交志稿・ 菅沼貞風の大日本商業史以來、多くの倭冦關係論著が觸れた。日華戰争まで

直記事も間違ひだらけである。 わけではない、と自ら言明してゐるほど全く内容がない上に、駄辯と悪ふざけに始終したものであつた。陳懋恒:明代倭冦考略の王 專題の文章は、昭和二年の歴史地理に載せた後藤肅堂の「倭冦王王直」に始まるが、これは文中にも、王直について何一つ分つた

するこの反亂を恣意に中小商人自立の途として規定し、いかにも鄕紳と對抗すべき歴史的背景があつたかのごとく推測した。これが 全く信じられないのは、上來の論證によつて明らかであらう。 る誤解や政治的目的を以て書かれた擒獲王直記などを無批判に引用し、嘉靖大倭冦を彼の反亂として作り上げた。そして、事實に反 した「嘉靖海冦反亂の一考察」を發表してゐる。しかし、氏は諸種の史料を比較對照して事實究明をせず、從來の王直の行蹟に對す 王直記)による隨筆、勿論批判はない。更に昭和三十年の東洋史學論集第四に、片山誠二郞氏は、王直一黨の反亂を中心に一と傍題 一九五三年八月「歴史家」創刊號に載つた佐久間重男氏の「中國の或る貿易商」は、主として籌海圖編(とそこに收載された擒獲

生に話したのを本にして、補訂を加へたものである。發表するに當り、夏教授の好意と雅量に感謝の意を表する。 本稿の下は一九六一年春、訪臺の際、臺灣大學文學院夏徳儀教授の請に應じ、三月十六日と十八日の二囘に亘り、該院の史學系學

☆ 上篇訂補:前號所載の(上)第七四頁第一行 B. Figures は B. Figuier の誤植。第七七頁以降のリンスホーテン 水路誌の譯は、中村教授の御注意によりリンスホーテン協會本に據つたことを追記する。

嘉靖年間における浙海の私商及び舶主王直行蹟考(下)

〇三) 八三